

令和5年第6回三股町農業委員会総会審議結果

日程第6

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 1 ）

日程第7

議案第28号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 9 ）

日程第8

議案第29号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 40 ）

日程第9

議案第30号農業振興地域整備計画変更（編入・農振除外）について

可決（ 2 ）

令和5年第6回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 6月28日（水曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 6月28日（水曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉	休幸
2 番委員	上水	広志
3 番委員	内村	介貞
4 番委員	下石	昭廣
5 番委員	馬渡	芳文
6 番委員	溝口	良信

農地利用最適化推進委員 国分 時春

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 局長補佐

事務局 係 長

農政企画係 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和5年第6回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の国分時春さんが会議に出席し、第2ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に2番委員の上水広志さんと3番委員の内村介貞さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第12号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第12号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計7件13筆14,903㎡、うち田が5筆4,392㎡、畑が8筆10,511㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁51番から5頁57番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第4、報告第13号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第13号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計4件7筆4,727㎡、田が7筆4,727㎡でございます。詳細につきましては、総会資料7頁10番から13番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第5、報告第14号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認の取消について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第14号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認の取消について報告するもので、合計2件2筆1,714㎡、畑が2筆1,714㎡でございます。詳細につきましては、総会資料9頁1番、2番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第6、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計1件1筆224㎡、田が1筆224㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料の11頁14番になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号14番、受付年月日：令和5年6月9日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字鶴下〇〇〇番、地目：田、面積：224㎡です。こちらは渡人の労力不足による所有権移転売買となっております。当該農地は東隣りの受人所有の宮村字鶴下〇〇〇番、地目：田、面積：248㎡と畦畔を除去し、受人が耕作され

ている状況です。受人の経営面積は 10,499 m²で水稻及び露地野菜を栽培されています。現在所有する農地は全て耕作されており、機械につきましてはトラクター、コンバイン、田植え機、労働力につきましては2名、営農歴は73年、年間従事日数も150日を超えています。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから、許可要件のすべてを満たしています。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡芳文）

受付番号14番について、6月24日に第2ブロック委員2名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇〇集落在住で水稻及び露地野菜を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作しており、農作業に従事する家族は2名です。受人は高齢でリスクはありますが、息子さんが主になって耕作をしています。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、受付番号14番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号14番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第7、議案第28号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。尚、受付番号26番の案件が会議規則第11条議事参与の制限に該当いたしますので、初めに受付番号24番、25番及び27番から32番を審議していただき、最後に受付番号26番について審議をお願いしたいと思います。そのようにしても宜しいでしょうか。

（「はい」の声）

議長（溝口良信）

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第28号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計9件10筆6,561.8㎡、うち田が2筆2,775.8㎡、畑が8筆3,786㎡でございます。詳細につきましては、受付番号24番から案件ごとに担当が説明いたします。

事務局

議案第28号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の13頁24番から15頁32番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号24番、受付年月日：令和5年6月7日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字出水〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：295㎡です。贈与による所有権移転で、転用目的はロール置き場です。こちらの農地は農地法施行規則第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）になり第2種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2番委員（上水広志）

受付番号24番は6月23日に第2ブロック委員4名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は息子さんと二人で畜産業を営んでおられ、申請地の向かい側に牛舎があります。牛の頭数も増えて、飼料置場が不足していることから所有権移転の申請をされるものです。現在申請地は不耕作の状態であります。ロール置場ということで、生活排水等は発生せず、雨水については地下浸透です。大雨の場合は南側側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号25番、受付年月日：令和5年6月8日、受人：有限会社 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字堂ノ下〇〇〇番〇、地目：畑、面積：935㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は山林（追認）です。こちらの農地は農地法施

行規則第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）になり第2種農地に区分され、許可相当と判断いたします。尚、こちらは追認になり始末書が添付されております。

議長（溝口良信）

これについては第3ブロック担当の私から説明をさせていただきます。
受付番号25番については、6月24日に第3ブロック委員3名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
申請地は現在山林化しております。以前は畑で柿等を植えてあったということでした。現在は山林化しており追認ということですが、ここにまた植林をすることです。現地は雨水については地下浸透で、両脇は山林であり作業道がついております。一つ問題になったのは、最近作業道の入口のところを造林されているのですが、そこを管理された時に草が用水路に入って下流の暗渠に詰まってオーバーフローしたという連絡が土地改良区の役員からありました。それで現地調査の後に、受人の〇〇〇〇にはそういう状況がありましたので、今後、山林の草はらい等の管理をされる時は用水路に草等が入らないようにというお願いをしたところであります。他には特に問題がないということで許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号26番は一旦とばしまして、受付番号27番の説明をいたします。
受付番号27番、受付年月日：令和5年6月9日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字南原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：490 m²です。贈与による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第1種住居区域です。農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村介貞）

受付番号27番は6月24日に第4ブロック委員3名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。
受人は貸家住まいで、その解消のために祖父の所有する実家隣の申請地に一般個人

住宅を建築されるものです。周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽にて処理し、処理後は西側側溝へ排水します。雨水については雨水枡を設置し、集水後は西側側溝へ排水することから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 28 番、受付年月日：令和 5 年 6 月 9 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字上村〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：432 m²です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は農地法施行規則第 4 条第 6 項第 2 号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）になり第 2 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 28 番は 6 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人はアパート住まいで、子供の成長に伴い住居が手狭になったことから、住環境の良い申請地に一般個人住宅を建築されるものです。周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽にて処理し、処理後は町道側溝へ排水します。雨水については地下浸透及び町道側溝へ排水することから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 29 番、受付年月日：令和 5 年 6 月 9 日、受人：〇 〇〇他 1 名、渡人：〇〇〇〇、申請地：稗田〇〇番〇〇、地目：畑、面積：388 m²です。売買による所

有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は準工業地域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 29 番は 6 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は貸家住まい解消のため、立地条件の良い申請地に一般個人住宅を建築されるものです。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については宅地内に雨水枥を設置し、集水後は町道側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 30 番、受付年月日：令和 5 年 6 月 9 日、受入：〇〇〇〇、渡入：〇〇〇〇、申請地：樺山字八谷〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：600 m²です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅及び資材置場です。こちらの農地は工業地域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（上水広志）

受付番号 30 番は 6 月 23 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は現在〇〇在住で家族が増えることから、一般個人住宅を建築されるものです。受入は建設機械販売及び機械のリース業をされております。申請地は 600 m²と少し広いという印象を受けたのですが、一般個人住宅とミニショベルカー等のリース用機械置場ということであります。土地の造成にあたっては土砂の流出を防ぐため、周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については

北側町道側溝へ排水するということです。周辺地域は住宅地なので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 31 番、受付年月日：令和 5 年 6 月 9 日、受人：〇〇 〇他 1 名、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字東原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：308 m²です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第 1 種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 31 番は 6 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は現在貸家住まいで、今回、その解消のために一般個人住宅の建築を計画されたものです。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については地下浸透と道路側溝へ排水することから、特に問題なく許可相当と判断いたしましたが、申請地西側角地には隅切りがないため、見通しが悪くなり危険性が増すことが懸念されます。地権者との交渉により、隅切りを設ける検討が必要ではないかと思われます。以上です。

議長（溝口良信）

今の小倉委員の説明で隅切りの検討が必要との意見がありましたので、事務局より説明をお願いします。

事務局

先日の全体協議会で、隅切りの検討が必要ではないかのご意見をいただきましたので、都市整備課に確認をしたところです。隅切りにつきましては、都市整備課としては測量及び分筆の予算が今のところはないということでした。また、道路に歩道が設置してあり、隅切りを設けたとしても車の往来には変化はないのではないかと思います。歩行者には隅切りがあったほうが見通しは良くなるかなとは思

ます。町としてはそこを測量、分筆して寄付採納を受けるという対応は今のところ
はできないということでした。

1 番委員（小倉休幸）

我々第1ブロック委員の意見としては、計画される土地が角地でおそらくブロック
を設置されると思うので、そうなるの見通しが相当悪くなって危険度が増します。
また、標識や電柱も立っており通学路でもありますので、色々難しい問題があるか
もしれませんが、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

事務局

この道路は幅員が狭く離合もゆっくりしないといけない道路ですが、地域住民の利
用頻度の高い道路でもあります。また、隅切りをすることによって、さらに交通量
が増えるということにもなりますので、今後は地域住民の意見等も聞きながら隅切
りの検討もしていくということでした。

1 番委員（小倉休幸）

はい。わかりました。

4 番委員（下石昭廣）

私もよく利用していた道路なのでよく知っているのですが、今事務局の説明があり
ましたとおり、隅切りができると交通量が増えると思います。現状は幸い歩道がつ
いているので、車も注意して通っているのではないのでしょうか。今後、隅切りの検
討をする際は、道路の両サイドの地域住民がどう考えているか意見を聞いたほうが
いいと事務局の説明を聞いて思いました。

議長（溝口良信）

はい。わかりました。私も今のような意見が出たということを都市整備課と話をし
たいと思います。

議長（溝口良信）

他になにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 32 番、受付年月日：令和 5 年 6 月 9 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇
〇、申請地：宮村字植木〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：338 m²です。売買による
所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第1種低層住居専

用区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 32 番は 6 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は〇〇〇在住で貸家住まいをされております。その解消のために一般個人住宅の建築を計画されたものです。生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ、雨水については宅地内に雨水桝を設置し集水後は北側町道側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第 28 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について受付番号 24 番、25 番及び 27 番から 32 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 28 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 24 番、25 番及び 27 番から 32 番について承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 26 番についての審議に入りますが、先程言いましたとおり、〇〇委員に関係しますので、〇〇委員には審議の間退出をお願いします。

（〇〇委員退出される）

議長（溝口良信）

それでは受付番号 26 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

受付番号 26 番、受付年月日：令和 5 年 6 月 8 日、受入：株式会社 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字川内〇〇〇〇番他 1 筆、地目：田、合計面積：2,775.8 m²です。こちらは賃借権設定による一時転用です。転用目的は進入路、資材置場、

休憩所、駐車場です。こちらの農地は農地法施行令第4条第1項第1号イにより農用地区域内1種農地に区分されますが、不許可の例外を満たしていること、その他許可の規定を満たしていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（国分時春）

受付番号26番は6月23日に第2ブロック委員2名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は〇〇〇の株式会社〇〇〇〇です。転用目的は進入路、資材置場、休憩所、駐車場で、災害復旧工事のための一時転用です。当初は復旧工事にあたり河川敷内に重機等を置く計画でしたが、洪水時期となり河川敷内に重機等を置くことで、河川を阻害し二次災害のおそれがあることから、工事現場に近い申請地を資材置場等に一時転用する申請を提出されたものです。転用により周辺農地に被害が及ばないように農地表面に土木シートで覆い、その上にシラスを搬入します。雨水については、土水路を設けて河川敷に排水するということです。尚、排水状況については、常時巡回点検を行うということです。以上のことから特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第28号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号26番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第28号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号26について承認することに決定いたしました。

（〇〇委員入室される）

議長（溝口良信）

続きまして、日程第8、議案第29号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 29 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 14 件 39 筆 34,851 ㎡、うち田が 23 筆 17,593 ㎡、畑が 16 筆 17,258 ㎡でございます。利用権設定については、合計 26 件 46 筆 41,684 ㎡、うち田が 44 筆 39,931 ㎡、畑が 2 筆 1,753 ㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 17 頁 61 番から 20 頁 74 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 21 頁 233 番から 26 頁 258 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 29 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料 17 頁 61 番から 20 頁 74 番まで、通常利用権設定に関する総会資料 21 頁 233 番から 26 頁 258 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 29 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 9、議案第 30 号農業振興地域整備計画変更（編入・農振除外）について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 30 号農業振興地域整備計画変更（編入・農振除外）についてでございます。合計 2 件 5 筆 4,956 ㎡、うち編入につきましては、田が 4 筆 3,938 ㎡、農振除外につきましては、畑が 1 筆 1,018 ㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

農政企画係

農業振興地域整備計画変更（編入・農振除外）について、ご説明いたします。総会資料 29 頁の案件 3 番、案件 4 番になります。あわせて別冊の資料もご覧ください。案件 3 番、変更内容は編入です。場所：宮村字甲斐元〇〇〇〇番〇他 3 筆で農業用施設用地から田へ編入、地目：田、合計面積：3,938 ㎡です。変更理由は令和 4 年

度中に娘婿夫婦が帰郷後就農するということで規模拡大を計画し、令和4年11月11日付で計画変更を行いました。親元就農の計画が中止になったため、当該地を農地へ編入するものであります。事業計画者は〇〇〇〇、土地所有者も〇〇〇〇です。

続きまして、案件4番、変更内容は農振除外です。場所：宮村字岡下〇〇〇〇番で農地（畑）からの除外、地目：畑、面積：1,018 m²です。変更理由は建売住宅の建設です。事業計画者は〇〇〇の（有）〇〇〇〇〇〇〇〇、土地所有者は〇〇〇〇です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5番委員（馬渡芳文）

案件番号3番につきましては、6月23日に第2ブロック委員全員で現地確認をいたしました。先程説明がありましたとおり、農業施設用地から田への編入ということです。変更理由は娘夫婦が帰郷して就農する予定でしたが、就農ができなくなったということです。現地は現在田植えの準備がしてあり、すぐ田植えができるような状況でありました。以上報告いたします。

2番委員（上水広志）

案件4番につきましては、6月23日に第2ブロック委員全員で現地確認をいたしました。当該地は〇〇〇〇が宅地造成しているところの隣になります。地権者が農地の処分を検討していたところ、〇〇〇〇〇〇〇〇が建売住宅を建設するということです。この地域については、すでに南側、東側に除外申請を許可した経緯もあるので除外申請に問題はないと思いますが、ここら一帯は優良農地の一角でもありますので、今後、除外申請をどこまで許可していいか農業委員会でも協議していったほうがいいと思いました。

4番委員（下石昭廣）

今の最後の発言で、私も事前に下見をしておりますので、それを参考に話をします。今の説明のとおり、南側、東側を除外の許可をしてきておりますので断れないということもあります。ただ農業はしやすい環境でないといけなないので、集落接続という形で間を空けないで、住宅建設の転用をしたところから除外ということであれば断れないだろうと私個人としては思います。それで下見の段階ではそのような助言をしております。以上です。

議長（溝口良信）

他になにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第30号農業振興地域整備計画変更（編入・農振除外）について総会資料29頁案件番号3番（編入）、案件番号4番（農振除外）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第30号農業振興地域整備計画変更（編入・農振除外）案件3番、4番については、承認することに決定いたしました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第6回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時00分